

第9回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成24年10月29日（月）14時30分～16時50分
- 2 場 所：小田原市役所 301会議室
- 3 出席者：前田委員長、工藤副委員長、有賀委員、石川委員、川久保委員、栢沼委員、神馬委員、二見委員、穂坂委員、秋本委員
事務局：山崎地域政策課長、小川副課長、小澤主任、木村主事補
- 4 配布資料：・次第
 - ・資料1 市民活動応援補助金応募の手引き
 - ・資料2-1 市民活動応援補助金 第1次審査要領
 - ・資料2-2 市民活動応援補助金 第2次審査要領
 - ・資料3-1 協働推進に向けた委員提言の要旨（第8回委員会時）椎野理事長
 - ・資料3-2 協働推進に向けた委員提言の要旨（第8回委員会時）秋本委員
 - ・資料4 協働推進に向けた委員提言（前田委員長）
 - ・資料5 協働推進のガイドライン（素案）

5 会議内容

■ 開会

委員長：ただいまから、第9回小田原市市民活動推進委員会を開会する。本委員会の会議は、原則公開となっているのでご承知おきいただきたい。議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

（事務局 配布資料の確認及び本日の流れの説明）

■ 議題（1）市民活動応援補助金について

委員長：それでは議事に入る。（1）市民活動応援補助金について、資料1・資料2に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料1・2により説明）

委員長：各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

委員：募集期間中に1日程度、相談日を設けることは可能か。

事務局：平日であればいつでも相談に応じる。また、土日や夜間でないと時間が作れない方も、一度地域政策課にご連絡いただいた上で、日程を調整して対応する予定である。

委員長：1団体から土日の希望があったらその都度対応する予定か。

委員：電話をすることが面倒という方もいるかと思い、土日に1日相談日を設けたらどうかと思った。

事務局：その都度の対応や1日待っている体制だと事務効率が悪くなると思うので、土日等の対応希望が挙がったら、できるだけ日をまとめられるよう団体と調整したい。

委員長：サポートセンターで相談が受けられるようになると、市役所の開庁時間と違い曜日も時間も弾力的となるが体制的に難しいか。

事務局：現在は指定管理者がサポートセンターを運営している。現段階で直ちに対応できるようになるのは難しい。今後、中間支援機能を拡大していくことでそのような対応も取れるようになると思う。

委員：一次審査の採点表について、所見欄に×を付けた理由を記入するのは前回と同じだが、その他の課題や委員間で共有したい事項を記入するのは、総合評価に対するもので良いか。

事務局：昨年度の審査では×の理由の記載のみをお願いしたが、提案事業に対して優れていると思っていることも委員間で共有したいというご意見をいただいた。1次審査後に2次審査も控えているので、総合評価に対するものに限らず、優れている点や課題があるものはご記入いただきたい。

委員長：以前はすべての項目を数値化していた。それは煩雑であり、すべての項目を見た上で、総合評価の点数を評価することができるので今のスタイルになった。この方式で十分審査が可能だと考える。また、今回よりいただいた意見を反映したことで、優れた点についてもコメントできるようになったので、例えば総合評価で「5」を付けた理由として創造性が特に優れていると判断した場合、そのことを他の委員にも伝えやすくなった。

■ 議題（2）協働推進に向けた提言

委員長：それでは次の議事に入る。（2）協働推進に向けた提言について、本日は私からお話しさせていただきます。

委員長：それでは資料4に基づき、大きく3つに分けてお話しさせていただきます。一つ目は、「協働」という言葉は定着しているかに見えるが、今なぜ協働が必要なのか再認識する必要があるという話。二つ目として、協働を推進するにあたり行政という主体を考えると、組織体及び個々の職員について協働に対する意識改革が必要になるという点。協働を進めていく上で、既存の仕組みの中では解決できないことがあるので、様々な制度設計が必要になってくる。三つ目として、この後の議題にもなっている協働のガイドラインについて、事前に事務局から送付していただいたが、この内容について感じたことを話させていただきます。

まず一つ目の「協働が必要とされる背景の再認識」からお話するが、資料にもあるように、行政における財政の悪化ということをあえて入れさせていただいた。ガイドラインにも関わってくるが、例えば「指定管理者」という制度があり、行政が今まで直営で行っていたことを市民活動団体等に担ってもらおうというもの。そのメリットは、行政が直営で運営するより、民間や市民活動団体の方が民の特徴を活かした創意工夫されたサービスの提供が可能となるということである。そして、もう一つ必ず指摘されるのが経費の節減である。

純粋な民間業者に指定管理や委託をする際に、経費の節減が前面に出ることはやむを得ないが、市民活動団体が担う想定の場合、経費の節減が前面に出ることは、個人的には違和感がある。しかし、指定管理で施設管理を実施する際には、その経費を直営と比べて圧縮して提案することや議会から経費の節減効果を聞かれることもあるので、今の社会の流れを見ると経費節減を求められるのはやむを得ない面もあるが、今後この点については議論の必要性を感じている。

資料に「公共サービス」という単語が出てくるが、これはいわゆる直接住民に対して公共サービスを提供するというものだけではなく、小田原でいうと落書き消しのような活動も含めて、ここでは一括して「公共サービス」とさせていただいている。

今までは、これは行政が行う、これは民間が行うという公私二分論が中心であったが、近年ではその中間的な考え方や動きが増えてきている。これは、市民活動団体の方が従来行政では手を付けられていなかった部分について、何らかの役割を果たして、地域に公共的なサービスを供給できるようになるという側面があるからである。

小田原にはなく、他地域では市民活動団体がサービスを供給している分野であれば、今まで地域でそのようなサービスは供給していなかったけれど、今後は可能ではないか、あるいは供給するべきではないか、また、そのための仕組みをつくるべきではないかなどの意見が地域から出てくるようになる。

DVに対するシェルターの運営を例に挙げると、最近では行政もそういった分野に力を入れ始めて来たが、以前は、NPOが先行して対応しており、行政では対応が手薄な分野であった。個人的なこと、家庭内のことであるから、DVに対応する制度は必要ないといった考えがあるのかもしれないが、地域で課題として認識されるようになると新しいサービスとして認定しなくてはならなくなる。

このことを整理すると、今まで地域でこういうサービスが存在することが望ましいと思われていながら、公共サービスとして供給してもらうのは無理であると判断されていたものを潜在的なニーズと捉える。そのニーズを供給する主体として市民活動団

体が現れる。そうしたことにより、そのサービスを受けたい人が出てくるとそれは潜在的から顕在的なニーズになってくる。それが様々な分野で現れてくると、行政でそれらすべてについて対応することは無理である。

資料に「供給における競合と先行」と表現しているが、これは、先ほどの例のように市民活動団体が行政に無いサービスを先行して供給していることや、行政と同じ種類のサービスを行政より質の良い形で供給しているということである。この例を挙げると、福祉マップを作成する時に、行政が作成したマップより、車いすの方が構成員に入っている市民活動団体が作成したマップの方が、実際に使用される方の視点により作成されるので、公共施設の特徴を捉えた実用的なものができる。この例では、行政がそれにかけていた費用を市民活動団体に回して発行してもらう方が効率的であると考えられる。

また、NPO法が制定されて以降認識しなくてはならないことは、制定前まではボランティアという言葉は認識されていたが、今ではそれ加えて市民事業が拡大している。市民活動団体がお金を取ってサービスを提供するということに対して批判を言う人はほとんどいない。そして、その主体が新たに台頭してきている。しかし、市民活動団体だけで100%サービスを提供する形になると経費がかかりすぎ、サービスに対する料金が高くなってしまうので、サービスを広く市民に供給するには、やはり何らかの形で行政と協働を行っていくことが必要になってくる。

ご存知の通り、現在では日本のNPO法人は4万以上となっている、そして法人化していない市民活動団体の数は把握しようがないが、NPO法人の数倍あるとすると、日本では数十万の団体が活動していることになる。こういった市民活動団体との協働をあらゆる分野で進めて行くことになる。NPO法が1998年に制定されてから何度か改正されている。最初は法律が対象とする活動分野が12であったが、それが17、20と拡大してきている。現在の分野の内容を見てみると、かなり包括的になってきている。

そうすると行政（市役所）にとっても、それぞれの所管で供給しているサービスが、実はあらゆる分野において協働で行うことができるのではないかと考える。つまり、協働は全庁的な課題であるといった意識を行政が持つ必要があると言える。

ここで、ガイドラインを見てみると「2-3なぜ協働を推進するのか」の中に、市民活動団体・行政・市民のそれぞれの期待されるメリットを挙げてあるが、協働についてこういった内容を、行政という組織体やすべての職員に浸透しているかと考えると多少疑問が残る。

また、小田原市内で活動している市民活動団体の中で、サービスを供給して利用者から料金を受けている活動もあると思うが、それぞれの所管に係るそういった事業は市内でどのくらい行われているか把握する意識を持ってもらいたい。

それから、小田原市で事業仕分けが行われたが、他市では行政や政策の評価を行う時に「協働の視点」という考えを入れている事例もある。この協働には、市民活動団体だけではなく、民間という相手先も含まれる。前例踏襲という考えの中では、「これは協働でできるのではないか」という発想は中々生まれて来ない。そこで最初から行政評価や事務事業評価などに「協働の視点」という項目を設定しておくことで、協働のできる部分や市民活動団体や民間に任せの方が良い部分が出てくる可能性があり、全庁的に協働に関する考え方も浸透する。しかし、当然中には協働に馴染まない事業や法令上行政職員が行わなくてはならない業務もある。

次に中間支援組織についてお話しする。小田原市には市民活動サポートセンターという施設があり、市民活動団体の方には浸透している。川崎市では、川崎市の市民活動センターを任されている公益財団法人が、小田原市でいう応援補助金を管理・運営しており、その審査についても市が行うのではなく、財団法人が審査会を作り、助成する事業を選定している。つまり、川崎市では、中間支援組織に相当の役割と比重を置いていると言える。もちろん正規職員の方もおり、トップには理事長がいる。

小田原市では、指定管理施設として市民活動サポートセンターを、市民活動を支える会に管理・運営を委ねているので、現段階で応援補助金とサポートセンターとの直接的な関わりは存在しないという位置付けになっている。今すぐできることではないが、小田原市のサポートセンターの移転や機能拡充を検討する際には、なんらかの組織的な充実化を図る必要があり、その方法には様々な選択肢があると考えられる。

資料にある新しい制度設計については、時間の関係から一つの事例紹介にとどめさせていただくと、市川市には市民税1%支援制度という取り組みがあり、市民が自ら寄付したい市民活動団体に市民税の1%を支援できるというものである。

最後に協働のガイドラインの話をさせていただく。内容を拝見したが、前段の部分はともかく、途中からは協働事業のガイドラインのようになっており、表題とのズレを感じた。協働事業のガイドラインと表題を変更すればズレも多少解決するかもしれない。

また、「3-1計画」以降、読み手を誰に想定しているのか分かりにくい。これが仮に行政・市民活動団体の両方に対しての文章であれば良いが、そうすると今度は、3-1-1オで示している「資金の管理方法が明確になっているか確認し、」とある部分

の確認は誰が誰に対してすることなのか、主体が分からないので書き方を工夫して欲しい。

根本的な部分になるが、1-1では、「市民活動団体・事業者・大学等と市との協働に関する基本的な事項について…」、2-1では「『協働』とは市民活動を行うもの、市民、事業者及び市が対等の立場で互いの特性を生かし、…」となっており、場所によって対象の表現が違っているので、前半の部分ではっきり分かりやすく示した方が良いと思う。また、2-5(1)以降に「地域活動団体や市民活動団体等と行政…」とされており、唐突に「地域活動団体」が出てきているので、表現を工夫した方が良いと感じた。

このガイドラインには大学を入れなくても良いと思うが、1-1及び1-2には大学という単語が出てきているので、このあたりの表現についても考える必要があると感じた。

「2-6 協働事業の具体例」では、具体的な事業がいくつか紹介されているが、最初の「子育てマップ発行事業」は行政提案型協働事業であり、「協働事業パートナー」という言葉を使って行政と団体を表現することは適切だが、応援補助金によって行われた「市民の視点でとらえた市民のための小田原市の財政白書の作成」に「協働事業パートナー」という言葉が適切なのかご検討いただきたい。

委員長：今の提言について各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

副委員長：今期の委員会のテーマとしてガイドラインの作成のほかに、サポートセンターの今後の在り方があったと思う。私たちも登録している団体だが、サポセン祭りなども行政（地域政策課）と協働・連携して進めているように見え、現在のサポートセンターは中間支援組織としての立ち位置がはっきりしていないと感じる。サポセン通信「城」で情報発信はしてくれているが、今まで以上に幅広い形で相談にのってくれる団体の窓口になって欲しいと思う。本日は提言をお聞きし、色々な手段があることが分かり大変勉強になった。

委員長：これからの進め方を整理したい。副委員長からお話のあったサポートセンターの今後の在り方については、ガイドラインの一部に盛り込んだ方が良いのか、または、委員会の報告書に盛り込んだ方が良いか。いずれにせよ書き方は、サポートセンターの指定管理の期間は残っているので、その期間後どうあるべきかと思う。詳細は第6期の委員会に送るという考えもあるが、残りの委員会の開催予定数を加味した上で、その辺りの想定を事務局から説明いただきたい。

事務局：1年前に「協働の指針の作成」と「サポートセンターの今後の在り方」について調査・

研究テーマとする案を提示させていただいた。その後、会議の回数も限られた中で、委員の皆さんの合意のもと提言をいただき、その内容をもとに事務局でガイドライン（指針）の案を作成し、皆さんの意見をいただきながら進めているところである。

当初、もう一つのテーマであるサポートセンターが今持っている機能を今後どうあるべきかという議論も、ガイドライン（指針）を作成していく中で深められるように思っていたが、実際に進めて行くと難しいということが分かった。残りの会議開催回数とガイドライン（指針）を揉んで行く時間を考えると、ガイドライン（指針）と同じ時間をかけて内容を検討することは難しいと思う。については、ガイドライン（指針）の作成はこのままつめていただきながら、サポートセンターの機能についての整理は、庁内でも別途サポートセンターの機能について検討していることもあるので、事務局の方で一度提示させていただく形としたい。

委員長：それではサポートセンターについては事務局の方で整理して委員会に提示いただきたい。

副委員長：今後のサポートセンターには、相談の窓口・市民活動の情報を共有する場所・交流する拠点として、市民が利用できる場所や機能が必要であることを提言時にも申し上げた。地域政策課が市民活動を包括するような窓口であるという案内を明示できるか。

事務局：ガイドラインは行政・市民活動団体がイーブンの立場で共有できるようにという考えのもと作成している。サポートセンター、中間支援組織についての内容をガイドラインに入れることが馴染むかという視点で考えた上で、ガイドラインに入れるか報告書に入れるか検討する必要がある。また、ガイドラインが実践のマニュアルか概念的なものかにもよると思う。なお、先ほど出た窓口をどこにするのかということについては、現在は地域政策課と明示することはできると思う。

委員長：委員会で掲載位置など検討したい。しかし、残りの回数を考えると本格的な検討は難しいにしても、皆さんからいただいている提言をもとに、指定管理期間終了後のサポートセンターに必要な機能等について簡単にまとめておくことはできる。その内容を受けて第6期の委員会で包括的に検討するという流れが良いと考える。

■ 議題（3）「協働のガイドライン」について

委員長：それでは次の議事に入る。（3）「協働のガイドライン」について、資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料5により説明）

委員長：各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

副委員長：「3. 協働の進め方」は「提案型協働事業の進め方」の方がタイトルとして合うのではないか。

事務局：提案型協働事業は施策の一つであり、その他にも既に対等な関係で協働している事業もあることから、そういった方達にもご覧いただきたいのでタイトルはこのままの方が良いと考える。また、対等ではなく一方の担い手の役割が大きい事業についてもご覧いただきたい部分はある。

委員長：この部分は対象が分かりにくくなっているので、事務局の方で書き方を工夫するか対象をしぼるなどして分かりやすくしてほしい。

委員：確かに分かりにくいので前提として断わるか、その他協働の形態についても詳しく触れるか整理した方が良い。ただページが多すぎると一般の人の読む気が失せると思う。

委員長：協働の形態の種類について、すべて触れると文量が相当多くなることが予想される。

副委員長：14ページの図の横に、「行政の主体性の高い領域」や「市民活動団体の主体性の高い領域」など大きめの区分でも良いが、「この領域で事業を行う方はここを参照してください」という案内を加えたら分かりやすいかと思いき事前意見に意見を寄せさせてもらった。

委員：2-5で協働の形態がいくつか掲載されている。共催が今まで協働だという意識がなかったのがこのようにまとめてもらうと分かりやすく感じた。

委員長：2-5の話の関連だが、文中の「(1) 共催、(2) 実行委員会・協議会、(3) 事業協力は関わる度合いが対等に近いもの」となっているが、最初は(3)だけが関わる度合いが対等に近いものかと思った。何度か読んで(1)(2)(3)のすべてが関わる度合いが対等に近いものだということが分かった。分かりにくい文章だと感じる。

委員：私も委員長の言われるとおりに思う。また加えて申し上げると2-5の文章でいきなり(1)(2)と出てくるので唐突さも感じた。5ページの内容を先に説明した方が読み手にとって分かりやすくなると思う。

事務局：いただいた意見をもとに初めて読む方にとって分かりやすい形に修正させていただく。

委員：2-5でパートナーという単語が何回か出てくるが、わざわざパートナーという単語を使うことで主体が誰だか分かりにくくなっているのではないか。

委員長：この「パートナー」は、市民活動団体と行政の両者を指しているのか。

委員：そう読み取れる箇所と両者だと当てはまらない部分があるように感じる。

事務局：ここでのパートナーとは、お互いがお互いをそういう視点で見に行きましょうという意味合いで入れている。他に良い言葉があるか検討し文章を校正したい。

委員長：検討する事項はたくさんあるが、特にポイントとなるのが市民活動団体の捉え方である。ガイドライン前半と後半では表現の仕方も変わってきている。表現の仕方の難しさ

を感じるが何か良い表現方法はないか。

副委員長：1 ページ目にはじめにがあるが、この他に「序」や「はじめに」を最初に付ける予定か。

事務局：現段階ではお手元の内容ですべてである。

副委員長：委員会がこのようなものを作る意味合いや想いを「序」や「はじめに」で現せたら良いのではないか。また、市民力や協働の充実を図ることについても記載することで、現在の1-1, 1-2の文量が少なくなり、分かりやすくなるのではないか。

委員長：市民活動団体と地域活動団体が併記されているところもある。狭義の捉え方、広義の捉え方で意味が異なるという指摘もあった。また、最初に断わった上で、このガイドラインでは市民活動団体という言葉の中に地域活動団体も包括することもできると思う。

委員：第2回委員会で配布された資料の中に、第5期の委員会の共通のテーマとして「協働の推進」が記載されていた。また、協働推進の指針作成についての説明の中に「各種協働事業を推進する上での具体的な提案を行う」とあり、「行政提案型事業、市民提案型協働事業、地域活動団体と市民活動団体の連携事業」の例示があったが、今回のガイドラインでは市民活動団体と行政との協働について中心に書かれている。例えば、2-1に多様な主体として、「地域活動団体、市民活動団体、事業者、行政等が担い手となり」と書かれているので、2-2協働の基本原則の前に、小田原市における各種協働事業のスタイルをいくつか紹介し、ここでは市民活動団体と行政との協働事業の在り方を中心にとりという形でまとめてみてはどうか。

委員：2-3のタイトルから「市民活動団体と行政」という単語が削除されているが、内容の視点は市民活動団体にあると感じる。市民活動団体にとってのメリットの記載はあるが、地域活動団体のメリットの記載はない。また、2-4は「市民活動団体が」で文章が始まっている。このように2-3以降は市民活動団体と行政の協働に視点が置かれているように感じる部分が多い。

委員長：確かにそのように感じる部分が多い。また、一方で2-5には地域活動団体という単語も使われている。中々、場面場面で明確に区別して表現するのが難しい。冒頭で全体を包括する概念を作り、場面により読み手に判断してもらうという方法もある。

委員：委員長の言われるとおりでと思う。このままでは、概念整理が不十分で読む人次第で解釈が変わってきてしまう。各委員が見ても分かりにくいと思う中、一般の方が見たらもっとわかりにくいと思う。やはり、最初に概念整理と定義付けが必要である。特に2-5の領域の話などは、私自身もこのガイドラインを見てはじめて概念整理ができた部分もあった。また、地域活動団体も主体の一つとして様々な形で協働に取り組むことが

できるはずである。このことについては最初に工夫をすることで解決できると考える。

委員長：事務局は地域活動団体と市民活動団体を所管しているが、包括するような言葉はないか。

事務局：あえて言えば「市民」という単語になる。団体も個人も、地域活動団体も市民活動団体も「市民」と言える。

委員長：普通に「市民」という単語に置き換えると誤解を生むことになると思う。「市民」という言葉に置き換える場合は、冒頭で「市民」という言葉について説明を加える必要がある。しかし、「市民」という単語では、個人の市民という意味合いとして取られてしまうことになると思う。

最初に、「市民活動団体」という単語には、地域活動団体も含むというような説明をするか、また、「広義の市民活動団体」という言葉を使い、地域活動団体もそこに含むという説明を加えるか。

副委員長：地域活動団体という単語をあえて使わなくても良いのではないか。市民活動団体等でも良いと思う。

委員長：それも一つの考えだと思う。1－2作成の背景で記載している「自治会などの地域活動団体」という部分を削除するか。

委員：1－2に「市民のまちづくりに対する関心や意識も高まっており、」となっているので、そこから地域活動団体を無くしてしまうと違和感がある。

副委員長：用語の説明集を付けるか。

委員長：各ページの下に用語の説明を加えるか、本文に括弧を加えて説明を加えるか。

委員：米印や用語集だと読む時には飛ばして読むので、加えるのであれば本文中が良いと思う。2－5にあったような図を使うことで概念整理や説明を分かりやすくすることも必要だと感じた。

委員長：仮に市民活動団体の単語に、地域活動団体の意味も含めた形とした場合、本文の構成に不都合が生じる部分があるか。

事務局：すぐには判断できないが、このガイドラインを読んだ市民が市民活動団体という単語を見た時に、市民活動推進条例にあるような市民活動団体をイメージし、地縁系の団体は一般には含んでいないと判断すると思う。

委員：確かに自治会側から見ると、市民活動団体という言葉に、自治会が含まれていると思う人はいないと思う。いずれにせよ、このガイドラインは市民活動団体に焦点を当てることになると思うので、総論とのズレが出ないように表現できれば良いのではないか。

事務局：小田原市発行の「市民の力・地域の力」の中でも、団体という単語は使っていないも

の、市民活動と地域活動を明確に分けて表現している。これは小田原の特性なのかもしれない。広義の市民活動団体と断っても、そこに地域活動団体が含まれることは、小田原市民にとって違和感があると思う。

副委員長：市民活動団体と地域活動団体は別の動きをしている団体であり、その連携の希薄さが課題であるとして、小田原市では連携できるような施策をしている。いずれは市民活動団体と地域活動団体が一体のものとして表現できるようになると良い。

委員：私もそのように思う。市民の力・地域の力という言葉が代表とされるような時代かもしれないが、それぞれが培ってきたノウハウを合わせて地域で一緒に活動できることが望ましいと考える。

委員長：第3期・第4期でも市民活動団体と地域活動団体の連携について話してきた。今ここで、あえて一つに包括することもないように感じる。事務局で一度整理して示してほしい。

事務局：事務局で整理して提示する。

委員長：他の部分で委員からご意見があればお願いしたい。

副委員長：2-2協働の基本原則の「目的共有」の所に「協働することの目的を明確にし、共有すること」と記載されているが、協働をすることが目的ではなく、地域社会の課題を解決することが目的のはずである。そういう意味で地域社会の現状を認識することと合わせて、どういう目的を共有するかを明確にする必要があると思うので、表現を変更した方が良いと考える。

また、「役割分担の明確化」と「自立・責任」が記載されているが、役割があつて、そこに責任が生まれるので、ここは合わせて表現しても良いのではないかと思う。合わせない形でも問題ないと思うが、「自立・責任」の文章にある「依存」という言葉はマイナスイメージが強い。互いにできることは自分で行い、力が及ばないところは協働相手をお願いするというのが本来の形であると思うので表現を変更してほしい。

事務局：役割分担と自立の説明については一般的だと思うので、合わせない形で記載させていただきたい。「依存」については言われたとおりなので表現を変更させていただく。目的共有についても、おっしゃるとおり何のために協働するのか説明を入れた方が良く思うので、説明を増やして分かりやすく表現したいと思う。

委員長：2-6協働事業の具体例に「本編から外した方が良くはないか」等の意見が寄せられたが、私はここを見た時に、タイトル以降に本文が無くて、内容のすべてを表と写真に委ねているのは、分かりにくく不親切だと感じた。タイトルの次に説明文があつて、表や写真に移る形の方が良いと思う。また、見やすさを考えて後ろに回しても良いかも

しれない。

委員：関連でこの説明の前に、共催や事業協力の協働の形態の説明があるので、その部分と合わせられるように構成したら読む人にとって分かりやすいと思う。また、アダプトプログラムは唐突に感じた。

委員長：アダプトプログラムは前に触れてはいるが、一般の方には馴染みのない単語なので、分かりやすい説明を加える必要があると感じた。特に事業協力には様々な形態があるので「事業協力：アダプトプログラム」のように入れた方が親切である。

委員長：次回までに事務局には本日の意見を参考に修正をお願いし、次回の委員会までに、事務局と委員間を2往復したいと思うがいかがか。⇒全委員了承

■ その他

委員長：事務局からお願いします。

事務局：前回の委員会で、秋本委員提言後の質問の中で「ボランティア休暇」について小田原市の過去3年の状況を次回の委員会で教えてほしいというご意見があったので報告させていただく。なお、小田原市における休暇の取得は1月1日～12月31日で件数が数えられているので、平成21・22・23年の取得状況をお伝えさせていただく。平成21・22年は0件、平成23年は8件、内容はすべて被災地支援で、3月11日以降の取得となっている。

委員長：質問は無いようなので引き続きお願いします。

事務局：それでは次回以降の日程調整をさせていただく。本日は、補助金の第1次審査を行う第10回と第2次審査を行う第11回の日程調整をお願いしたい。第10回は2月14日（木）または2月15日（金）に、第11回は3月16日（土）または3月17日（日）に実施させていただきたい。

[調整]

委員長：それでは第10回（第1次審査）は2月14日（木）14時～17時、第11回（第2次審査）は3月16日（土）9時20分～15時10分とさせていただきたい。

事務局：特に第2次審査は、通過団体数により終わる時間が延びることも考えられるので、予めご了承ください。

委員長：それでは、これをもって第9回小田原市市民活動推進委員会を終了する。